

## 中国電力株式会社による電気料金値上げ認可申請に係る公聴会

日時：令和5年2月9日（木） 13：00～15：10

場所：広島国際会議場

### 1. 開会

#### 【難波資源エネルギー環境部長】

定刻になりましたので、ただいまから中国電力株式会社による電気料金値上げ認可申請に係る公聴会を開催いたします。

私は、今回の公聴会を主宰する議長として経済産業大臣から指名をされました中国経済産業局資源エネルギー環境部長の難波でございます。どうぞよろしく願いいたします。以後、着座にて進めさせていただきます。

### 2. 議事進行について

#### 【難波資源エネルギー環境部長】

本公聴会は、中国電力の特定小売供給約款の変更認可申請に係る審査プロセスの一環として、電気事業法等の一部を改正する法律附則第22条に基づき、広く一般の意見を聞くことを目的に開催するものであり、運営方法や手続については、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第34条に定められております。関係規定につきましては、資料2をご覧ください。

今回の公聴会開催に当たっては、経済産業省に対し4名の方から意見陳述の届出をいただき、4名を陳述人として経済産業大臣から指定しております。

また、本日は、申請者である中国電力から瀧本社長以下ご出席いただいております。さらに、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合の委員にもご出席いただいております。ご紹介します。安念委員、河野委員、また、オンラインで松村委員がご参加をされておられます。

また、経済産業省より、資源エネルギー庁から資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課付植松企画調査官、電力・ガス取引監視等委員会から池田取引監視課長が参加しております。

また、本公聴会における意見陳述については、現地会場の陳述に加え、オンラインによる陳述も受け付けており、本日は、オンラインにより陳述いただく方もいらっしゃいます。

また、本日の公聴会の模様については、インターネットによる同時中継を行っております。

す。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、現地会場における傍聴は受け付けないこととさせていただきます。また、本公聴会の録画映像については、後日インターネット上に公開をいたします。

本日の議事については、資料1のとおり、冒頭に資源エネルギー庁から電気料金の値上げ認可プロセスの説明、中国電力株式会社から認可申請の概要の説明をいただいた後、意見陳述に入ります。その後、「国民の声」のご紹介を終えた後、最後に、中国電力及び料金制度専門会合の委員からコメントをいただく予定となっております。

配付資料につきまして、陳述人の方の名簿等出席者一覧については資料4、電気料金の値上げ認可プロセスの説明資料については資料5、認可申請の概要については資料6、意見陳述人の方々から事前にご提出をいただいたご意見の概要については資料7に、「国民の声」としてインターネット等を通じて提出された意見の概要については資料8に記載しておりますのでご参照ください。

なお、資料につきましては、経済産業省のホームページにも掲載しておりますので、オンラインで傍聴されておられる方々におかれましては、ホームページより資料をご覧いただければと思います。

それでは、これより議事に沿って進めてまいりたいと思いますが、議事の進行は、議事進行人として、資源エネルギー環境部電源開発調整官稲原調整官にお願いしたいと思います。なお、議事進行人は、陳述人による意見陳述の円滑化を図るため、中立的な通常の議事進行として、持ち時間の案内、質疑応答の議事進行、静粛な議事を保つための注意喚起等を行います。円滑な議事進行が困難と議事進行人が判断した場合は、議長に要請の上、議長に議事進行を差し戻すことができます。

それでは、以後、稲原調整官に議事進行をお願いいたします。

#### 【稲原電源開発調整官】

中国经济産業局の電源開発調整官の稲原でございます。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

まずは、議事に入る前に公聴会の注意事項をご説明させていただきます。資料3をご覧ください。公聴会における注意事項でございます。

重要ですので読み上げさせていただきます。「意見陳述人の方へ」ということで、12ほどあります。

まず1、意見陳述は、あらかじめ届出があり、経済産業大臣から指定された者以外の者による陳述はできません。

2、意見陳述は、既に届け出られた意見陳述届出書に基づくこととし、できるだけ簡潔

に要点を述べるようにお願いします。

3、本日は、中国電力株式会社の電気料金値上げ認可申請を含む、特定小売供給約款の変更に係る公聴会ですので、事案の範囲を超えて発言することはできません。

4、持ち時間は、議事進行上1人当たり15分以内となっています。その持ち時間の中で、意見陳述後、中国電力、資源エネルギー庁または電力・ガス取引監視等委員会にご質問いただくことが可能です。

5、陳述開始後、意見陳述時間の残り5分前にベルを1回、1分前にベルを2回、持ち時間終了時にベルを3回鳴らしますので、これらを目安に陳述を進め、持ち時間内で陳述を終えるようお願いいたします。

6、陳述の指名があっても席にいらっしゃらない場合またはオンライン参加の方は応答がない場合、議事進行上、後順位になる場合があります、他の意見陳述人からの陳述が全て終わっても席にいらっしゃらない場合または応答がない場合には、意見を述べないとみなされる場合がありますのでご注意ください。また、オンライン参加の方で接続不良により音声聞き取れない等の場合においても、円滑な議事進行の都合上、状況が改善されない場合は議長が代読させていただく等の対応をさせていただくことがあります。

7、次の陳述順の方は、係員の誘導に従い、控室にてお待ちください。

8、議事中は静粛に願います。携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定してください。

9、公聴会の秩序を乱し、もしくは不穏な言動をするときは、発言を禁止され、または退場を命ぜられることがありますから、そのようなことがないようにご注意ください。ビラを配るなどの行為も認めておりません。

10、会場内は禁煙です。飲食もご遠慮願います。

11、途中で会場外に退出し再入場される場合は、受付の際に渡されたカードホルダーと身分証を提示ください。なお、お帰りの際は出口にてカードホルダーを係員にご返却ください。

12、その他公聴会に関しては、議長及び係員の指示に従うようお願いいたします。

お願いは以上でございます。

### **3. 電気料金（特定小売供給に係る料金）の値上げ認可プロセスについて**

#### **【稲原電源開発調整官】**

議題の3に移ります。

次に、電力料金（特定小売供給に係る料金）の値上げ認可プロセスについて、資源エネ

ルギー庁よりご説明いただきます。

それでは、資源エネルギー庁植松企画調査官に説明をお願いいたします。

**【植松企画調査官】**

資源エネルギー庁植松でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料5、電気料金の値上げ認可プロセスについてという紙に基づいてご説明を差し上げたいと思います。

1ページおめくりいただきまして2ページでございますけれども、経過措置規制料金についてということのタイトルのスライドがございます。かつて、これ、低圧の電気料金全て規制料金という形で行ってございましたけれども、2016年4月の小売全面自由化に際して、規制なき独占ということについて、これに陥ることを防ぐということを目指して、低圧の需要家の皆様向けの小売の規制料金について、これについては経過措置として、引き続き残り自由料金と併続することとなりました。この経過措置でございますけれども、2020年3月末をもって撤廃されましたけれども、同年2020年4月以降、実質的にも存続している状況でございます。電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定する供給区域に対し、引き続きこの経過措置が残るという形で今存続している状況でございます。

1ページおめくりください。3ページでございますけれども、このスライドにおいて、経過措置の規制料金と自由料金の関係ということでご説明をさせていただきます。

経過措置の規制料金ですけれども、これは電力各社さんの最大限の経営効率化、これを踏まえた上で、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価、これに利潤を加えて得た額、これと料金の収入が一致するというように設定される必要がございます。その旨は約款、特定小売供給約款という形で行ってございまして、経済産業大臣による認可が必要とされてございます。

他方ですけれども、自由料金と呼ばれているものに関しては、事業者さんの裁量で設定される費用に法令等により算定する費用、これを加えて設定されるものでございますけれども、認可等の規制がないということでございまして、これが今の規制料金と自由料金の関係ということでございます。

1ページおめくりいただければと思います。電気料金の設定の仕組みという形でスライドを作らせていただいております。電気料金ですけれども、皆様ご案内かもしれませんが、幾つかの項目を合算して設定されているということでございます。

資料の下のほうにございますけれども、基本的には大きく3つに分けられるところでございまして、基本料金、電力量料金、再エネ賦課金という形の3つの構成で、これを足し

たものが電気料金となっているということでございます。基本料金に加えていわゆる従量料金、使用した量に応じた料金が電力量の料金として加算されると。燃料費の調整によってこの単価は変動しますが、その従量料金の単価が変動する形になり、再エネ賦課金が使用した量に応じて課金されるということになってございまして毎月の電気料金が決まるということでございます。

なお、経過措置の規制料金においてですけれども、制度上、燃料費の調整単価、これは基準平均燃料価格の1.5倍を上限として設定されております。この意図は、消費者の保護という観点が入っておりまして、急激な変化に対してこれが上限なく経過措置、上限がない場合にはなかなか影響が大きいものでございますので、消費者保護の観点からこの1.5倍ということを上限として設けているということでございます。

5 ページでございますけれども、経過措置規制料金認可プロセスという流れを説明した資料でございます。電気事業法等の一部を改正する法律というものに基づいて、電力会社の皆様から経過措置の料金改定の認可申請が提出された場合と。経済産業大臣は電力・ガス取引監視等委員会に意見聴取を行い、同委員会において審査が行われるということになってございます。

加えて、広く一般の方々から意見を聴取すると。今回お時間をいただいた公聴会もその一つでございますけれども、皆様からのご意見を伺った上で、その上での認可を行うものとされているということでございます。

今申し上げたことを時系列で申し上げますと、下のフローでございまして、今回中国電力さんから申請をいただきまして経済産業大臣が受理をします。その上で意見聴取というものをいたしまして、電力・ガス取引監視等委員会、具体的には料金制度専門会合というところでこの認可の妥当性というのを審査いただくという形になっております。

一番下の段でございますけれども、今回の公聴会、「国民の声」という形で、これはパブリックコメントに近い形でコメントをいただいておりますけれども、これは需要家の皆様からご意見を伺う機会として設定されてございまして、これを料金制度専門会合のほうにフィードバックを返し、結果として最後、経済産業大臣が意見を聴取し回答を受理するという流れになっているということでございます。

値上げの認可プロセスについての私からの説明は以上となります。

#### 4. 認可申請の概要

##### 【河瀬電源開発調整官】

植松企画調査官、ご説明ありがとうございます。

続いて、今回の認可申請の概要について、中国電力よりご説明いただきます。

それでは、中国電力瀧本社長にご説明をお願いいたします。

**【瀧本社長（中国電力）】**

中国電力の瀧本でございます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

本日、当社の電気料金の改定の申請につきまして説明のお時間を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。以下、着座にて説明をさせていただきたいと存じます。

説明に先立ちまして、当社が公表しております事案について、まずもってご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、当社は、特別高圧及び高圧電力の供給につきまして独占禁止法違反の疑いがあるとして、2021年4月及び同年7月に公正取引委員会の立入検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。その後、昨年12月に、本件について公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令書（案）及び課徴金納付命令書（案）に係る意見聴取通知書を受領いたしました。

お客様をはじめとした関係者の皆様に多大なご心配をおかけしておりますことを、この場をお借りして改めて深くおわびを申し上げます。

現在も公正取引委員会におけます調査中でありまして、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

加えまして、現在、景品表示法違反の疑いに係る調査及び他社の顧客情報の閲覧に係る調査も行われておりますけれども、これらにつきましても引き続き調査に全面的に協力し、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、いずれの件につきましても、このたびの電気料金改定には含まれておらず、今後とも電気料金に上乘せすることはないということについて申し上げます。また、このたびの電気料金の算定に当たりましては、経営効率化の深掘りによる最大限のコスト削減効果を反映しておりまして、今後着実に取り組んでいく所存でございます。

それでは、今回の電気料金改定の申請内容の説明に移らせていただきます。

当社は、お客様の生活に不可欠なエネルギーを低廉かつ安定的に供給することを使命としておりまして、安全性を大前提に、安定供給と経済性、環境適合の観点からバランスの取れた電源構成を構築することで電力の安定供給に取り組んでおるところでございます。

電気料金につきましては、2011年の東日本大震災以降、島根原子力発電所が長期稼働停止する中においても、人件費をはじめとする徹底した経営効率化を進めることで値上げの本格改定は行わず、現行の料金水準を維持してまいったところでございます。そのほか、電力の安定供給などの観点から、島根原子力発電所2号機の稼働に向けた対応に加えまし

て、新設電源である島根原子力発電所3号機への投資をはじめとした大型投資を継続的に進めておるところでございます。

そうした中、ウクライナ情勢による燃料価格と電力市場価格の高騰、これによりまして収支、財務が急激に悪化しております。最大限の経営効率化に取り組んでおりますものの、このままでは電力の安定供給に支障を来しかねない切迫した状況であると、こういう認識の下で値上げをお願いせざるを得ないという判断に至ったものでございます。値上げの本格改定という意味では、オイルショック時の1980年以来43年ぶりということになります。お客様にはご負担をおかけすることになり、大変心苦しい限りでございます。

それでは、詳細につきまして、以降、資料に沿って説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。まず、当社の収支・財務状況でございます。燃料価格や電力市場価格の高騰により、2022年度は連結、個別とも過去最大の赤字、個別については3期連続の赤字となる見通しです。

また、自己資本比率につきましても急激に落ち込むこととなっております、このままでは電力の安定供給の継続に必要な燃料の調達、あるいは電力設備の更新・修繕の実施に支障を来しかねない状況に至っております。

2 ページをご覧ください。規制料金の燃料費調整の上限超過の様子でございます。当社では、燃料価格の高騰により、昨年3月分料金から燃料費調整の上限を超過いたしまして、12月分の料金におきましては、上限を超過する単価が1キロワットアワー当たり10円程度にまで拡大をいたしております。本年1月以降も同程度の超過が継続しております、12月分料金の水準が継続したとして試算をした場合、当社の負担、2023年度で450億円程度となる見込みとなっております。

3 ページをご覧ください。値上げ申請の概要でございます。申請の原価につきましては、原価の算定期間を2023年度から2025年度の3か年といたしまして、資料に記載しております省令などのルールに基づきまして、営業費に資金調達コストを加えたものから電気料金以外で得られる収入を控除して算定し、最大限の経営効率化によるコスト削減効果も反映をしております。

しかしながら、燃料費と購入電力料、これが大幅に増加しておりますので、申請原価の総額は、現行と比較して2,963億円増加をいたしております。

4 ページをご覧ください。先ほどご説明しました総原価、このうち規制部門に配賦された原価、これは3か年平均で1,365億円となります。一方、現行料金による収入、これは1,039億円となる見込みでございます、最大限の経営効率化によるコスト削減効果を反映いたしましても、3か年平均で326億円の収入不足となっております。このため、お客

様には本当にご負担をおかけすることになり、心苦しい限りでございますけれども、本年の4月、これを実施の予定といたしまして、規制部門の料金につきましては平均で8円61銭の値上げ、率にしますと31.33%、これの値上げの申請をいたしたところでございます。

なお、2月分の電気料金からは、国のほうで激変緩和措置として、低圧のお客様におかれましては1キロワットアワー当たり7円の割引、これが実施されることになっておりまして、ご負担額が軽減されることとなっておりますので、この場を借りてご紹介させていただきます。

5ページをご覧ください。今回の料金の前提諸元でございます。販売電力量は、現行の原価から161億キロワットアワー減少しておりまして、3か年平均で468億キロワットアワーを想定いたしております。また、供給力は、島根原子力発電所1号機の廃炉等による原子力の減少、それからFIT制度による買取り電力量の計上、あるいは三隅発電所2号機の運転開始に伴う石炭の増加、こういったことにより現行原価から電源の構成比がご覧のとおり変化をいたしております。

6ページは、今回の算定におけます原子力発電の前提をまとめた資料でございます。島根発電所2号機につきましては、原子炉設置変更許可及び関係自治体様からのご理解を賜り、現在、工事計画認可の審査、これに対応をしているところでございます。こうした状況を踏まえまして、これはあくまでも電気料金を算定する原価算定上の前提ということではございますけれども、2024年1月末の再稼働という形で料金のほうには織り込ませていただいております。

なお、島根原子力発電所3号機、上関原子力発電所につきましては、原価算定期間中の稼働は想定をいたしておりません。

7ページをご覧ください。ここは申請原価に反映した経営効率化をお示ししておる表でございます。今回の申請に当たりましては、これまで進めてまいった経営効率化に加えまして、さらなる深掘りということに取り組んで、最大限のコスト削減効果として、3か年平均で635億円を反映いたしております。燃料及び資機材調達環境の悪化がある中でも、創意工夫による調達コスト低減に取り組んでまいりたいと考えております。

8ページからは経営効率化の具体的な内容、これについて示しておりまして、この中から幾つかご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、電源設備形成及び運用の効率化の資料でございます。最新技術及びバイオマス混焼を採用いたしました三隅発電所2号機、これを導入しまして、経年火力発電所、古くなった発電所と代替をするということで経済性及び環境性に優れた電源構成を構築してまい



っております。

また、既存の水力発電所の出力向上などによりまして、より柔軟性のある運用を実現することで安定供給に努めるとともに、燃料費のほうも節減、削減をしてみたいと考えております。

9ページは、燃料調達の効率化を示したページでございます。燃料調達環境が悪化する中でも柔軟性に配慮しつつ、経済的な調達に努めることによりまして燃料調達費用を削減をまいります。

10ページです。10ページは人件費の効率化のページになります。人件費につきましては、在籍人員数の削減、これを継続的に取り組んでいるところでございます。これに加えて、役員報酬を30%程度減額するとともに、2025年度に賃金制度見直しを行っております。社員の月例賃金を引き下げること、そして、賞与水準の減額についても継続といったことなどによりまして年収水準を抑制いたしております。こうしたことで人件費の抑制に努めておるところでございます。

11ページは設備投資・修繕費の効率化でございます。設備投資及び修繕費につきましては、資機材、役務の調達に当たりまして、競争発注の継続的推進などによりまして調達コストの削減を図っておるところでございます。また、既存設備の有効活用あるいは施工範囲、施工方法の見直しなど、こうしたこれまでの取組に加えまして、安全確保を大前提ということではありますけれども、設計・施工方法の合理化、あるいは点検・補修内容の見直しなども進めまして、設備投資額、修繕費用の抑制に努めてまいり所存でございます。

12ページをご覧ください。12ページは業務運営・保有資産のスリム化でございます。

最新のデジタル技術を活用した業務プロセスの自動化や省力化に取り組み、経費の削減に努めてまいっておるところであります。遊休不動産、そして有価証券の売却も進めるなど、保有資産のスリム化に取り組んでおります。

13ページ以降は、申請原価を構成します主な費用について細かく説明させていただきます。まず、人件費でございますけれども、先ほど申し上げました経営効率化の反映に加えまして、電気料金の原価の中には料金審査のルール、これに基づきまして算定をし、現行原価と比較して166億円の削減といたしております。

14、15ページにつきましては説明のほうは省略をさせていただきます。16ページ、これが燃料費のページになります。

燃料費につきましては、燃料価格の上昇ということで、現行の原価と比較しまして2,558億円増加をいたしております。燃料価格の上昇などにより調達環境が悪化する中でも受入れ燃料や契約の多様化などの効率化を織り込み、全日本C I Fと比較して、競争力

のある価格で燃料を調達する前提といたしております。

17から21ページ、これにつきましては説明を省略させていただきます。

今度は22ページ、設備投資でございます。設備投資につきましては、電源の低炭素化・脱炭素化の推進と電力の安定供給の確保に必要な工事、これを計画しております。原子力の稼働に向けた安全対策工事などにより、現行原価と比較して625億円増加をいたしております。島根原子力発電所2号機は、料金算定上、2024年1月末の再稼働といたしておりますけれども、引き続き島根発電所3号機の投資も計画しておりますことから、原価算定期間中も高水準の投資が継続するという計画になっております。

なお、設備投資計画に基づきまして、原子力の稼働に必要な修繕費等も計上をいたしております。

23から31ページについては省略をさせていただきます、32ページからは規制料金の、いわゆる料金についてご説明を申し上げます。主にご家庭でご使用いただいております契約につきましては、使用料の増加に伴い電力量料金が上昇する3段階料金制度を採用しておりますけれども、今回の料金値上げに当たりましては、お客様のご負担の軽減につながる取組として、生活に必需的な電気の使用量に相当いたします第1段階、ここの値上げ幅を小さく設定し、省エネルギー推進の観点から、逆に第3段階の値上げ幅を大きく設定すると、このような形にいたしております。

33ページは、主な料金メニューのモデル使用量による影響額でございます。当社は、燃料費調整が上限に到達しておりますので、申請の料金は現行料金から30%程度の値上げという形になっておりますけれども、値上げ影響の表の一番右のほうに、右枠に、仮にその燃料費調整の上限がないとした場合の料金との比較も書いてございますが、これよりは安価な水準として設定をいたしております。

34ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

35ページ以降は、料金以外の供給条件の主な見直し内容を列挙いたしております。料金の支払い方法の多様化など、今日的な視点から見直しを行っておりまして、口座振替割引、力率割引・割増し、制限中止割引といった各制度の廃止を織り込んでおります。

36ページは、お客様へのご説明のことでございます。ご契約中のお客様につきましては、当社のホームページあるいは検針時の配布チラシなどを活用いたしまして、丁寧にご説明をいたします。また、料金見直しに関する専用フリーダイヤルを設置し、お客様からのお問合せに対し丁寧に対応してまいりたいと考えております。

37ページについては説明のほうは省略をさせていただきます、38ページ、これは省エネに関するお客様のお役に立つ情報の紹介のページでございます。

エアコンの設定温度やテレビの明るさを調整することで電気のご使用量を抑えることにつながります。当社のホームページにおきましては、このようなご家庭で取り組める省エネ方法のご紹介もいたしております。

39から42ページにつきましては、説明のほうは省略をさせていただきます。

以上、大変駆け足となってしまいましたけれども、当社の電気料金改定の概要について説明をさせていただきました。

繰り返しになって恐縮でございますけれども、燃料価格などの高騰により収支、財務が急激に悪化をいたしております、電力の安定供給に支障を来しかねない切迫した状況に至っていることから値上げ申請を行った次第でございます。お客様へご負担をおかけすることになり、誠に心苦しいのですが、皆様に安定して電気をお届けするための苦渋の決断でございます、何とぞご理解を賜りたいと考えております。

どうもありがとうございました。

**【稲原電源開発調整官】**

瀧本社長、ご説明ありがとうございました。

## 5. 意見陳述人による意見陳述

**【稲原電源開発調整官】**

それでは、これから陳述人の方の意見陳述をお願いすることといたします。お名前の読み誤り等ございましたら、大変申し訳ございませんが、その場でご訂正くださいますようお願いいたします。

冒頭でもご説明いたしました、持ち時間は1人15分以内です。持ち時間の中で意見陳述後、申請者である中国電力または資源エネルギー庁、もしくは電力・ガス取引監視等委員会に質問することが可能です。

また、持ち時間が10分を経過し、残り時間が5分となった場合にベルを1回、残り1分となった場合にベルを2回、持ち時間終了時にベルを3回鳴らします。時間を過ぎた場合には発言を終了してください。

なお、次の方は、係員の誘導に従い、自席でお待ちください。オンラインによる陳述をされる方は順番になりましたらお名前をお呼びいたしますので、カメラ、マイクをオンにしてください。陳述時間以外はカメラとマイクをオフにさせていただくようお願いいたします。

それでは、最初に、1番の武内眞さんに陳述をお願いいたします。よろしくお願ひします。

**【武内陳述人】**

お願いします。

今から、私の思っていることなんですけれども、述べさせていただきます。

先ほどの社長さんのお話で、非常に資料を見て、中国電力さんの営業努力といたしますか、非常によく分かりました、具体的に。それも承知した上で、質問のようなものなんですけれども、お願いしたいと思います。

まず1つ目、課徴金と電力料金の値上げについての関連性の有無ということで項目を挙げておきました。

これについて、とにかく他電力の課徴金と比べて非常に多くなっているんですね。これについてどうしてなのかなという疑問が湧きました。関西電力さんのほうは全く課徴金が問われていないのに、中国電力はこんなにもたくさん課徴金がかけているという理由が見えてこなかったんですね。

それと、先ほど説明があったんですが、電力料金との値上げのこのつながりがどうも見えてこないんですね。ちょうど同時期にこういうことが起きたということは何かあるのではないかというふうにその根拠、もうちょっと電力料金の値上げの根拠を知りたいなと思っております。

なぜこんなことを聞くかといいますと、電気料金の明細書が届くんですね。そのときに、燃料調整費とかあるいは再エネの項目が2倍ぐらいというかな、上がっているわけですよ。先ほどのお話の中にはいろいろ細かい数字が出てきたんですが、これも私としてはちょっと分からなかったなので、この点についてもお聞きしたいなと思っております。

それから、中電さんがカルテルを、これ、公正取引委員会のほうから指摘されて、疑いがあるということだったんですが、販売地域を他社さんと分け合うというのはあまりよくない言葉なんですけど、決め手、こういうような状態を引き起こしてしまったという、そういうところの原因というのを、非常に残念なんですけどお聞きしたいなというのがございます。

あと、先ほども出たんですが、関西電力さんがなぜ問われなかったかという、4番目の問いになるんですが、そういったところもちょっとお答え願いたいなと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

**【稲原電源開発調整官】**

ありがとうございます。今お話、ご意見をいただいた中で、既にご質問ということだったのでお聞きしたいと思っておりますけれども、今、武内さんからのお話では、カルテルの課徴金の話、あるいは電気料金との関連性の話、そして、なぜカルテルが起こったのかとい

うことについてのご説明をいただきたいということでしたので、そこについてお答えいただきたいんですが、武内さんごめんなさい。関西電力が課徴金を免れた例というのは、ちょっとこれは公正取引委員会のご案件なので、今回についてはご質問から割愛させていただいて、先ほどの3点についてご説明をいただきたいというふうに思っています。よろしいでしょうか。

では、まず、中国電力さんからよろしく申し上げます。

**【瀧本社長（中国電力）】**

中国電力の瀧本でございます。貴重なご意見ありがとうございます。カルテルと電気料金のご関係のご質問でございました。カルテルにつきましては、冒頭、私のほうからご説明をいたしましたけれども、経緯は述べたとおりでありますけれども、現在まだ調査中という段階になっておりまして、ここを知りたいというところについてご質問いただいたわけではございませんけれども、ここについては、ちょっと今の時点でご説明を申し上げることが難しゅうございますのでご容赦いただきたいと存じますけれども、お客様はじめまして関係の皆様にご多大なるご心配をおかけしているのは事実でございます。深くおわびを申し上げる次第でございます。

したがって、発生の原因といいますか、そこらあたりについても社内も含めて現在調査をしておるところでございます。現時点ではちょっと申し上げられないということで、本当に申し訳ございません。

ただ、事案の発生原因というのが分かりましたら、競争法を遵守する体制、これの強化策を策定の上、できることから迅速かつ真摯に取り組んでまいる所存であるということは述べさせていただきたいと存じます。

それと電気料金との関係ということで、これも申し上げたとおりなんですけれども、電気料金の改定、この今回の原価を費目ごとに積み上げた表もございますけれども、この中にいわゆるこの公正取引委員会からのカルテル事案に係るものというものは入っておりません。万が一、仮に支払いが確定するというようなことがありまして、電気料金に上乘せすることはございません。この点についても申し述べさせていただきます。

そうしたことを踏まえて、これも先ほどご説明したので十分ご理解も賜っていることかとは思いますが、やはり燃料費、電力市場価格の高騰というのが今回の値上げのもう主因でございまして、燃料費、購入燃料費とか他社からの購入電力料、こういったものの原価に占める割合というのは8割ぐらいに達しております。

したがって、こここのところが8割に膨らんでしまったというのが実態でございますけれども、ここが本当に要因でありますし、それから、今回の規制料金でございますけれども、

ども、ご家庭向け、従量電灯Aというふうな契約をされている方が多いのではないかと存じますけれども、ここにつきましては、燃料費調整の上限というのがございまして、以前設定したときの燃料水準の1.5倍が上限というふうに設定されておりました、それをはるかに超えるような水準、当社で1キロワットアワー当たり10円ということになりますので膨大な額、私も説明いたしましたけれども、来年度で現状のレベルが続きますと、そこだけの契約で450億円ぐらいの持ち出しになるということございまして、そのほかいろいろな面でこの燃料費高騰の影響をもろに受けておりました、こうしたことで収入不足というのがもう予見をされるということございまして、こういう状況が落ち着くかということ、どうもそうではないというふうに判断をいたしました。

このため、安定供給、やはり燃料費を調達するですとか、電気の設備のほうも修繕するとか、こういったことで安定供給を保つわけですけれども、これの支障を来しかねない状況、切迫した状況であるというふうに認識しましたので、今回値上げの申請をさせていただいた次第でございます。

経営効率化の深掘りというのも、もう過去にないぐらいの量をこの中に入れさせていただいておりますし、その中に島根の発電所2号機というのが審査中でございます。ですので、正直なところ、我々は審査を見通すことはできませんので、いつかというのは申し上げられないんですけれども、少しでも料金の値下げに寄与するという観点から、我々として来年1月の再稼働というのを料金上の前提として織り込ませていただいたというところでございます。

もう何度も申し上げて恐縮なんですけれども、本当に心苦しい限りではありますけれども、電気を安定してお客様にお届けすると、こういうための苦渋の決断でございますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

私から以上でございます。

**【稲原電源開発調整官】**

瀧本社長、ありがとうございます。武内さん、今のご回答でいかがでしょうか。

**【武内陳述人】**

いや、十分理解できましたし、本当丁寧な説明でよく分かりました。

**【稲原電源開発調整官】**

武内さん、まだお時間は残っていますけれども、追加のご質問などはないというふうでよろしいでしょうか。

**【武内陳述人】**

別件じゃ駄目なんでしょう。

さっきの固定価格の買取り制度というのが2017年に改定されて、本当に消費者が負担できないような、再エネでもいろんな、太陽光にそういうのは偏らないような制度が新しくできたんですけども、実際のところ、私、ちょっと見ていたら費用負担調整期間というのがありまして、これと国とそれから我々の消費者とその機関との間でやり取りがされているわけですよ。そこで何か再エネというんですか、これが決まると。そのときの再エネの、僕たちが供給を受けている中にどれだけその再エネの部分が入っているのかなというのを思ったんですよ。

だから、その辺のところをちょっと、先ほどの説明である程度分かりましたけれども、賦課金をとにかく減らしてほしいという思いというのがよく伝わりましたので、その辺のところはいいと思っております。

この費用負担の調整機関なんて、消費者と供給の間にいろんな機関があるわけですよ。何でこんなのをつくらないといけないのかなというのを一つまた疑問視しましたけれども。本当に消費者の立場に立ってやっていただいているのかなというのもちょっと疑問に思ったことがありました。以上です。

#### 【稲原電源開発調整官】

いや、とんでもないです。以上でご意見ということによろしいでしょうか。

はい。では、承りました。それでは、武内さんの意見陳述を終了したいと思います。ありがとうございました。

次に、2番の木原省治さんに陳述をお願いいたします。

では、木原さん、お願いいたします。

#### 【木原陳述人】

座ったままで話させていただきます。広島市佐伯区に住んでおります木原省治と申します。

まず初めに、申請者である中国電力に対して、意見と質問をいたします。

今、この時期に度重なる不祥事、消費者から強い憤りと批判を持たれている中、値上げの申請をすることが許されるのでしょうか。

1つには、先ほどから触れておられますけれども、中部、関西、九州、4社との間で不当なカルテルを結んだとされる独占禁止法違反事件です。この事件は、電力事業の自由化を妨げる非常に大きな犯罪行為です。公正取引委員会から中国電力に対して707億円の課徴金が課せられることになるこの事件、真相も責任も所在も課徴金の処理も明らかにされていない状況の中では、理解ができません。カルテルによって受けた消費者の損害は、むしろ返還をされるべきです。関電から働きかけられたのに迷惑千万だ、完全に巻き込まれ

たと自分の責任は感じておられないように思われるのですが、それをおっしゃるのなら、堂々と中国電力の消費者が受けた損害賠償を関西電力に求めるべきです。

707億円はどうやって処理されるのですか。また、この707億円という金額は規制料金の認可申請の概要に掲載されている、先ほども紹介ありましたが、経営効率化の内訳を見ると、2023年から25年平均で635億円です。この金額を上回るものとなっておりますが、どう対応されるのですか。そして、瀧本社長自ら、このカルテルが起こったときの一番の責任者ではなかったのでしょうか。そのことを触れておられず、何かよそごとのようにおっしゃるのは、非常に私、納得できないんです。

2つには、新電力会社の顧客情報不正閲覧事件です。多くの大手電力が行っていたことで、まさにみんながやれば怖くないという状況になっているように思えるのです。私は、送配電の分離は所有権分離という形にして自由な競争を促していくことを様々な場で求めてまいりました。これも結果的に消費者に負担を強いることになったと思います。回答をお願いします。

3つ目には、ホームページにおいて自由料金メニューを常に安いと記載したことによる景品表示法違反の問題、再発防止対策の回答をお願いいたします。

また最近、雑誌で見たんですけれども、2月号、「ぼんくら同然『中国電』を襲う悪夢」というタイトルで記事が報じられていました。非常にこんな記事が書かれること、悲しいことです。

次に、経済産業省に対して意見を述べるとともに回答を求めます。

私は、2011年3月11日に発生した東京電力福島第1原発の重大事故から多くの教訓を得たと思います。その主なことは、原子力発電への依存度を減らしていく、原発の新增設は行わない、3、再生可能エネルギーの電力を増やしていくというものでした。この考えに基づいて、再生可能エネルギー電力の固定価格買取制度、FIT制度がつけられたと思います。

そして、電力システム改革という名前に基づく3段階の改革が行われました。第1の改革は、電力広域的運営推進機関（OCCO）がつけられ、電力の広域融通をスムーズに行う体制がつけられました。また、第2段階として、電力事業の完全自由化が行われました。そして最終段階として、発送配電の分離が行われました。

しかし、改革とされながらも、全ての改革が中途半端な状況で行われたことが電力価格の上昇を招いた要因の一つであると考えます。特に最終段階の発送配電の分離は極めて中途半端です。電力料金の値上げの原因は、あれだけ再生可能エネルギーによる電気の普及を言いながらも、その普及拡大に政策面においても技術面においても本気で実行しなかつ



たこと、考えてこなかったことにあるというふうに思います。

化石燃料を使わない再エネ新電力事業を営んでいる方から私に聞こえてくる声は、なぜ我々が売っている電力価格まで値上がりになるのかという苦情と疑問の声です。再生可能エネルギーによる電力の燃料費は基本的に無料です。無料で発電できるとはもちろん思っていないかもしれませんが。

しかし、再エネ電気は、F I Tという固定価格買取制度で一旦送配電会社が買い取ります。送配電会社とは、中国電力の場合、中国電力ネットワーク株式会社です。一般的な太陽光発電のF I T価格がキロワットアワー当たり10円台に下がっている中で、J E P X（日本卸電力取引所）から販売される市場価格は、日によっても時間によっても動いていますが、極めて大きく上昇しています。卸電力販売価格が化石燃料による発電価格に連動していることが最大の上昇理由だと私は考えています。再エネを供給する新電力が送配電会社からF I T電気を受け取るときの時価が市場価格になるという市場価格連動性、特定卸供給制度が最大の問題であると私は考えます。経済産業省の回答をお願いいたします。

規制料金の値上げを行おうとする場合、規制料金の性格上、もっと時間をかけ、これからのエネルギー政策を含め、国民的議論を行うことが必要だと考えます。これだけ物価上昇が様々なところで上がっている中、もっともっと慎重にすべきです。あまりにも審査期間は短いと思います、これまでのこういう申請の場合に対して。特に中国電力については、カルテル事件の真相と責任が明らかになるまで、値上げ申請ができる立場ではないと思います。

以上で私の陳述を終わります。ありがとうございました。

**【稲原電源開発調整官】**

木原さん、ありがとうございます。今ご意見をいただいた中で、既に質問という形でいただきましたのでお答えいただこうと思いますけれども、中国電力に対しては、カルテルによって消費者が受けた損害の対応であったり課徴金に対する対応というお話がありましたし、個人情報閲覧あるいは景表法に対する対応をどうするのかといったお話がありましたので、その点を含めましてお答えいただきたいと思いますし、経済産業省のほうには、F I T制度の実装であったり電力改革システム等を進めていく中で、そこが電力料金改定につながっているのではないかというお話もありましたので、その制度のお話、あるいはエネルギー政策の進め方というあたりをご回答いただければと思います。それでよろしいでしょうか。では、まず中国電力さんからお願いします。

**【瀧本社長（中国電力）】**

ご質問ありがとうございます。まず、一連のご指摘を受けました事案の件でございま

す。こういう事案が相次いでおるといふご指摘でございまして、お客様はじめ関係者の皆様に多大なるご心配をおかけしておりますので、何度も何度も言うようですけれども、まずはおわびを申し上げます。

いずれの案件も、現時点、調査が続いておる案件でございます。したがって、当社といたしましては、まずは調査に適切に対応をしまいたいというふうに考えております。その上で、それぞれの事案の発生原因、これもまだ最終確定したわけではございません。これを踏まえて実効性のある再発防止策を策定し、できることから迅速かつ真摯に取り組んでまいるといふのを基本方針に対応をしまいたいというふうに考えております。

電気料金との関係といえますか、この事案が収束するまでは電気料金の値上げをすべきでない、というご意見だったというふうにも思いますけれども、我々は安定供給を支えるという、そういう側面を持った事業者でもございます。いろいろと説明をさせていただきましたけれども、まさに現在切迫した状況になってございまして、真摯にこの審査の会合のほう、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

個別に言えば、例えば景品表示法違反のこともおっしゃいまして、これについては、本当誤解を与えかねない記載内容でございました。これを掲載し続けたということでは深くおわびを申し上げます、既に指摘を受けたところにつきましては修正をいたしておるところでございます。以上のとおりでございます。

**【稲原電源開発調整官】**

続いて、植松調査官でよろしいでしょうか。

**【植松企画調査官】**

木原さん、すみません。貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。非常に大きな視点で、広いスコープでご指摘をいただいたと思っております、大きくエネルギー政策というところで、政策を本気でやってこなかった結果が今の現状につながっているんじゃないかという厳しいご意見をいただきました。エネルギー施策、政府の取組としてという意味では、日本は資源にやはり何か恵まれない国ということございまして、よくS+3Eという形で申し上げますけれども、安全性、これを大前提にした上で安定供給、経済効率性、環境適合、これを図るといふことを重点的にやってきております。

とりわけ昨今の動きという意味では、昨年末、グリーントランスフォーメーション、カーボンニュートラルも含めてやっていくぞということございまして、政府として基本方針、これをまとめておまして、いわゆる今、木原さんがおっしゃっていただいた脱炭素電源としての再エネの最大限の導入ということと、原子力については、これは当然安全性のほう、これがまず大前提ですと。その上で再稼働について行っていくとか、これは住民

の皆様を理解を得ながらということでございますけれども、そのような活動でカーボンニュートラル、安定供給、S+3Eというのを、これを共存というか、全て成立させていくということで政府としてはやっているということでございます。

2点目、FIT制度、再エネの導入という形のご指摘をいただきました。再生可能エネルギーですけれども、これは非常に重要な国産エネルギー、このように認識してございます。当然この目標達成、これから再エネ比率というのを上げていくということに関してですけれども、やはり日本、山が多くてやっぱり適地がなかなか多くはないという足元の状況でございます。これはやはり地域、これの共生を前提としていろいろな適地の確保をするとか、太陽光・風力、こちらについてもお天気が悪いと出力変動が起こってしまうとかそういう論点がございますので、これはそのような課題に向けて取り組んでいくことが必要ということございまして、一つ一つ前に進めていきたいなというように思っている次第でございます。

それと、FIT価格の買取り価格の下落と再エネ賦課金という形でのご指摘をいただいたと思いますけれども、FITの制度上、これは事業用の太陽光ということ、再生エネルギーの買取り期間は20年間ございます。これは2012年度の制度開始当初に、事業用の太陽光というのは2032年度までということで買取り期間が続くということになってございまして、足元、木原さんがおっしゃっていただきましたけれども、相対的に低い買取り価格の再エネ、これが導入される中でも、やはり引き続き2012年、制度開始当初の再エネの買取りも続いているということございまして、これは再エネの賦課金は基本的には上昇傾向にあるというのが現状の認識でございます。その上で、太陽光の買取り価格の低下、これによってもありますけれども、2012年、FIT制度開始当初から20年が経過するこの2032年頃と。ここら辺が、2032年頃に再エネの賦課金はピークになるということございまして、その後の再エネの賦課金は減少していくというように想定してございます。

電力システム改革についてもご指摘いただいたと思っております。すみません、時間が押しております。

電力システム改革、これは3段階でやらせていただいております。結果としていろいろなご指摘を賜っております、見方は様々であるかと思っておりますけれども、小売の全面自由化、これによって事業者さんにとっては新たにビジネスチャンスが生まれたということ、新電力を含む多くの小売の事業者さん、こちらの方たちが参入したという事実がありますし、小売電気事業者、この皆様が多様化することによって再エネの特化したサービスメニューを提供する等々、需要家の選択肢を拡大したという意味では、これについては一定の成果が上がっているということを考えております。

いずれにせよ、皆様にもご指摘いただいておりますけれども、エネルギーシステム、これは不断に見直すということをやっていくことによって安定的、持続的な電力供給、これを政府としても実現すべく対応していく必要があると、このように考えてございます。

**【稲原電源開発調整官】**

ありがとうございます。はい、どうぞ。

**【木原陳述人】**

今、終わったですか。

**【稲原電源開発調整官】**

お時間になりました。ありがとうございます。

さらに質問されないということだったですけれども、2月10日まで、事務局にご意見をいただければ回答するという事になっておりますので、またその機会を使っていいただければと思います。ありがとうございました。

**【木原陳述人】**

ありがとうございました。

**【稲原電源開発調整官】**

それでは、次に、オンラインでご参加されている3番の山中幸子さんに陳述をお願いします。カメラはオンになっていますね。マイクをオンにしてください。こちらの音声は聞こえておりますでしょうか。

**【山中陳述人】**

はい、聞こえます。

**【稲原電源開発調整官】**

音声聞きづらいなどありましたら、また都度都度おっしゃってください。

**【山中陳述人】**

はい。

**【稲原電源開発調整官】**

それでは、山中さん、よろしく願いいたします。

**【山中陳述人】**

本日はこのような発言の場を与えていただきありがとうございます。鳥取市在住の山中と申します。新しい情報も報じられているので、これらを追加した形で陳述と質問をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほどから出ている不正の件なんですけれども、私はやはりその内容について、先ほどからちょっと説明を伺っていると、まだ調査中で何も分かっていないので私たちの

ような住民に話すことはできないということでしたけれども、発生してからしばらくたっていますし、今日はこの公聴会という場でもあったわけなので、もうちょっと誠意を持った説明があってもよかったんじゃないかと私は思っています。

なので、私自身も陳述のほうには、中国電力の値上げ申請についてはやっぱり一旦保留して、申請資料を作成し直して、そしてカルテルとかそういういろんな不正のことをきちんと説明してから値上げの申請をするべきではないかというふうに思っています。ただ、先ほどからまだ調査中で説明できないということなので、ちょっとその対応にははっきり言って誠意があまり感じられないなというふうに思っています。

実際、電力会社の値上げの申請というのは、燃料費の見込み、効率化、企業努力など厳格に審査することになっています。全てのやっぱり不正の原因や対応を住民にも分かりやすい形で明らかにして報告する必要があると思います。追徴の課徴金を一体どうやって支払うのか、どこから支払うのか、本当に聞いていても分からなくて、電気料金に上乗せしなくて払える場所があるというのも何かよく分からないと思います。その辺、どこから支払うつもりなのか、もし分かるようでしたら教えてください。

あと経産省に対しては、このような不正に厳しく対応していくことと、あと二度とこのようなことが起きないように監視システムをつくる責任があると思います。具体的には、今後このようなことが起きないようにするために、改善点とかがあれば教えていただきたいと思います。

次に、電気料金の高騰の原因についての意見なんですけれども、中国電力は、燃料費の高騰がその原因であって、解決策として原発の再稼働を求めています。けれども、本当に原発再稼働が解決策なんだろうかとすることに疑問を持っています。

私は、電気料金高騰の理由として、島根原発2号機の再稼働にも原因があるのではないかというふうに考えています。今回の電気料金の見直しについての資料を参考にして、申請原価の中の原発関連の費用を見ると、修繕費や減価償却費、設備投資額、原子力バックエンド費用など合わせると2,082億円になります。申請原価全体の16%に当たります。だからこそ早く稼働しなければいけないという、会社がそのように考えるのは十分理解はできます。けれども、島根原発2号機は、1989年2月の営業運転開始から既に現時点で34年を経過しています。老朽化が心配だと私は考えています。

つい先日、1月末に緊急停止をした関西電力の高浜原発4号機は、営業開始から37年の原発です。この原発は昨年11月に関西電力が自主点検をして、原子力規制委員会に延長認可申請を提出したばかりでした。結局2か月後には緊急停止をして、現在も原因が分からないままとなっています。

老朽化するとどんな機械でも不具合が多くなりますし、そのようなトラブルが度重なってくるのは当然だと思います。原発も同じだと思うんですね。そのようなトラブルが起きる頻度が高くなり、修繕費や維持管理費などのコストがかさむ可能性が高くなるのではないかというふうに思われます。そのたびに計画外で急に原発を止めたりすれば、電力供給量が大きい原発は電力逼迫の原因となってしまうかもしれません。逆に、無理に動かせば事故のリスクが高くなる可能性もあります。

私が最も心配に思うのは、経営上の赤字を解消するために原発を何としても稼働させなければならぬ状況の中でもしトラブルを見つけた場合、本当に安全性を優先できるのだろうかということです。経営を重視するあまりトラブル対応を軽視すれば、東京電力福島第一原発事故のように、いつか来た道をたどることになるのではないのでしょうか。原子力の利用は国の政策なので、無理な稼働延長を促すような原発推進政策を進める国の責任も重大だと思います。

電気料金に関しては、国の政策として、電気料金に原発の廃炉費用や原発事故の賠償費用を託送料金として含むような仕組みをつくっておられます。この値段は電気料金の中で可視化はされていません。本来であれば、原発の設備を持つ電力会社自身が支払うべき支出を国民が負担するのですから、再エネ賦課金と同様に金額を可視化すべきだと思っています。老朽化原発が今後増える中で、この値段が知らないうちにだんだん高くなっていくのではないかと心配しています。経産省と中国電力には、原発関係の費用が電気料金にどれくらい含まれるのかをやっぱり詳細に可視化する必要があるし、私たちはそれを知りたいと思っています。

1つ中国電力に質問なんですが、島根原発2号機を再稼働することでトラブルが生じる可能性を考慮されているのでしょうか。島根原発は12年間止まっていて、先ほども言ったように35年目の稼働となります。このような原発の場合、やはり想定として、いろいろなトラブルが生じるかもしれないということを考えながら稼働率なども考えるべきじゃないかと思うんですが、そういうことは考えられているのでしょうかということをお聞きしたいと思います。以上です。

#### 【稲原電源開発調整官】

山中さん、ありがとうございます。今、様々な観点からご要望、ご質問がございましたけれども、まず、中国電力には、独禁法に対する説明が不十分という話があった上で、課徴金がどのように電気料金に反映されるのかされないのかという話もありましたし、島根原発のトラブルがあったときの対応であったりという話もありました。

あと、経済産業省のほうには、これは池田課長のほうになると思いますけれども、監視

の仕組みをどうしていくのかということもお聞きしたいというお話がありました。

ちょっと様々な視点でご質問があったかと思しますので、まず中国電力にコメントをいただいた後に、経産省のほうで該当箇所をコメントいただければと思います。よろしくお願ひします。

**【瀧本社長（中国電力）】** 中国電力瀧本でございます。ご質問、ご意見ありがとうございます。

カルテルの件、誠意ある説明が今日時点でいただけないということでお話ございました。これも現時点、まさに調査を受けている段階でございますので、申し上げることができないということについてはご理解をぜひとも賜りたいというふうに思っております。お話しできる段階に至れば、当然誠意を持ってご説明させていただくということになります。

それから、課徴金との電気料金の関係でありますけれども、現時点でこの課徴金というのはまだ確定もしておりません。したがって、今回の電気料金原価には全くこれは影響しておらないものでありますし、先ほど申し上げましたように、今後の電気料金にこの額を上乗せするというようなことはないということは申し上げたとおりでございます。

どこから捻出するのかということだろうと思っておりますけれども、現時点でお答えできるものは当然ないんですけれども、そのときになっては、適切に対応してまいるという考えでございます。

それから、原子力の稼働と電気料金の話も述べていただいたと思っておりますけれども、いろいろ原価の中に原子力発電費が入っているのは当然ですけれども、これによって今回の電気料金の値上げの抑制ということについては、資本費、それから燃料費、火力・化石燃料の節減費など含めて470億円あまりの料金の圧縮効果、キロワットアワーあたりにしますと約1円ということになります。これを圧縮している効果があると考えてございます。

2号機を再稼働させた後、トラブルが生じたときのことをどう考えているのかと、どう織り込んでいるのかというご質問もございましたけれども、そのようなことのないように国の審査も今受けてしっかりやっているところでございますので、今後も今の取組を進めていく所存でございます。

以上のとおりでございます。

**【稲原電源開発調整官】**

ありがとうございます。池田課長、お願いします。

**【池田取引監視課長】**

大変貴重なご意見、どうもありがとうございます。

電力・ガス取引監視等委員会におきましては、電力の販売につきまして、説明義務違反

あるいは書面交付義務違反、その他不当な故意がないかを相談窓口を設けて、そこを通じて収集した情報については、問題がある場合には調査をして是正の指導をしていくと、そういった取組をしているとともに、また、小売営業のルールを定めた小売営業ガイドラインがございますけれども、そのガイドラインに決められたことがどの程度守られているかについては、フォローアップの調査をしているところでございます。

また、市場の競争状態につきましては、電力取引報といまして、小売電気事業者各社に例えば販売量や販売額など毎月報告を求めまして、それでシェアの変化がどういうふうになっているか、そういった競争状態についてモニタリングをしています。そういった取組をしてきたわけでございますけれども、ただ今おっしゃられたようにいろいろな事件が今調査中ございまして、また、その結果を踏まえて、我々監視等委員会の監視の在り方についても、今までのままでいいのか、あるいは今後さらに見直していくべきなのかについては、真剣に検討してまいりたいと考えてございます。

ありがとうございました。

**【稲原電源開発調整官】**

ありがとうございます。植松企画官のほうで補足事項はございますでしょうか。

**【植松企画調査官】**

山中さんすみません、画面越しで。植松と申します。よろしくお願いたします。

1点だけ。原子力の利用のところについてということは、先ほどのご意見いただいたところで回答させていただきましたので、S + 3 Eとかいろんなものを勘案する上でということでご説明したとおりです。

1点だけ、託送料金のところで、原子力の負担のところを見える化して消費者の皆様ちゃんと制度を分かりやすく説明したほうがいいんじゃないかという、これはご指摘をいただいたと認識しております。

託送料金、電気を送る際にその送配電網の利用料金として一般送配電事業者が設定するもので、経済産業大臣の認可が必要ということになっておりますけれども、この料金明細とか、各社さんでこのような内容が単価当たり幾らというような表示を検針票の裏に表示したりということを取り組んでおると認識しておりまして、これらについてはすみません、まだ足りないんじゃないかというそのご意見は受け止めさせていただいて、それは需要家の皆様にこれが見ていただけるようにとかご認識いただけるような取組は引き続き継続してまいりたいなというように思っております。

以上です。ありがとうございます。

**【原電源開発調整官】**



ありがとうございました。山中さん、今のご回答でいかがでしょうか。

**【山中陳述人】**

原発の費用を再エネ賦課金と同じように分かるように表示していただけたらいいなと思います。

あと、中国電力さんに関しては、電気料金に上乘せしなくていいところがあるのなら、そもそも電気料金を値上げしなくていいように、そこから出せばいいんじゃないかと思っただけですけども、どうなのでしょう。

**【稲原電源開発調整官】**

山中さん、お時間になりましたので、ただいまのところはご意見ということでお伺いしたいと思っております、終了とさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

**【山中陳述人】**

ありがとうございました。

**【稲原電源開発調整官】**

ありがとうございました。

それでは最後に、4番の土光均さんに陳述をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、土光さん、よろしくをお願いいたします。

**【土光陳述人】**

今日は鳥取県の米子市からやってきました。米子の市会議員をやっています。

米子市は、隣県ですが、30キロ圏に島根原発があります。島根原発からいうと、米子市は30キロ圏、UPZ圏内に引っかかります。米子市の人口の4分の1がUPZ圏内にかかっています。米子市の中心である市役所、これは島根原発から32キロ、米子駅は34キロ、そういった場所に米子市は存在しています。そこからやってきました。

今日、意見陳述ということで、私の今回の電気料金の値上げについての思いを最初に述べます。

私の率直な思いは、今、中国電力から電気料金のお願いなどされたくありません。中国電力は、お願いができるような立場ではないと思っています。理由は、以下の4点に関して事実を明らかにし、きちんと説明をしてから改めて出直してきてほしいという思いです。4点を順次申し上げます。

1つは、これまで、今、何度も出ていますように、カルテルの問題です。これはまだ調査中、事実がはっきりしないというふうに中国電力は言われますが、そもそも自分が行ったことですね。事実関係は自ら説明をすべきではないんですか。料金も確定はしないと

ということですが、それはそうなのでしょう。ただ、報道関係によると700億円ぐらいの課徴金が想定される。これに関して、今回の電気料金の値上げとは関係がないというふうに言います。将来も電気料金にはこれを課さない。では、先ほども出ましたけれども、この700億円、どうやって捻出するんですか。中国電力の収入は基本的に電気料金だと私は思っているのですが、少なくともこの課徴金を払う限りはどこかから捻出する、電気料金から捻出するしかないのではないかと、そういった疑問があります。この辺に関してきちんと説明をして、それでその後、消費者に電気料金の値上げの説明をすべきではないでしょうか。もし何とかして捻出できるんだったら、そのお金は電気料金の値上げの抑制に使えるはずなんです。そういった事実関係が曖昧なまま、今回値上げを申請するというのは、私は順序が逆だと思えます。

それから2つ目。これはいわゆるFIT、固定価格買取制度に関して、これも多少やり取りはありましたが、私の基本的な疑問は、もうそもそも固定価格買取制度が始まったのは、福島原発事故を教訓として再エネを普及、加速させるために当時約40円で買い取って、電気料金は大ざっぱにて25円程度、電気料金よりも高い値段で太陽光発電など再エネを買い取って加速、普及させる。当時はそういった国民的合意も私は得られていたと思います。その差額を埋めるために、私たち消費者は再エネ発電賦課金というのを払ってきたはずなんです。そういったつもりで私も払っているつもりです。ところが現在は、買取価格よりも電力料金のほうが高いわけです。差額が逆転しています。そういった状況で、なぜ今でも再エネ賦課金を私たちは支払い続けなければならないのか。差額が逆転して、支払っているそのお金はどこに行っているのか、誰がポケットに入れているのか。そういった説明を誰もがちゃんと納得、分かるようにすべきだと思います。これは2点目です。

それから、3点目です。太陽光発電の出力抑制に関して、例えば今年度、中国電力によると、数回にわたって太陽光発電の出力制御を行いました。これは中国電力自身が公に発表している事柄だと思います。今、燃料費が高騰ということが叫ばれている中、燃料費がタダである太陽光発電の電気、これは最優先で使うべきものだと私は思います。ところが、中国電力に聞いてみますと、太陽光発電の出力抑制をしたときでも火力発電は動いていません。太陽光発電の利用最優先で、燃料費が高いとかCO<sub>2</sub>が出る、そういった火力発電を極力抑えて太陽光発電を最大限利用する、そういったことをやるべきですが、なぜ火力発電が動いているそのときに太陽光発電の出力抑制をしたのか。そういった理由がきちんと説明されていません。私は中国電力にその辺の説明を求めましたが、回答は、単にルールに従ってやっているだけだという、そういった回答しか得られませんでした。その説明が非常に私は不誠実だと思います。

1つ例を挙げます。去年の4月17日、この日に中国電力は太陽光発電等の出力抑制を行っています。このとき、この4月17日、電力の消費量は776万キロワット。このときの電力の供給量は823万キロワット。つまり、消費量よりも供給量が大きくなった、だから出力を抑えなければならない。それは分かります。ところが、この差額は47万キロワットです。47万キロの出力の抑制をした。ところが、電力供給の内訳を見ると、823万キロワットの中の内訳を見ると、太陽光は499。火力は282万キロ動いています。それなのに47万キロの出力抑制を太陽光で行っている。火力の282万キロ、これはそれ以上抑えずに太陽光を抑えた。なぜこういうふうにするのか、なぜこういうふうにせざるを得ないのか、そういった説明、分かるようにすべきだと思います。これが3点目です。

それから、4番目。今日の説明でもありましたが、島根2号機、来年の1月を想定して電力の今回の値上げを計算している。島根原発が動くことによって、先ほど瀧本社長は470億円の圧縮効果がある。つまり、原発を動かせば電気料金は安いほうに効果がある、そういった説明。これ、何度もこれまでやられています。この470億というのは多分、原発が動けば、その分火力発電は止めることができる。だから、燃料費がその分浮く。これが470億の根拠だと思います。これ自身は多分そうでしょう。ただ、原発を動かすということは、この燃料費を減らすということ、そこのみを取り上げて原発を動かすことの費用を算定することは、私はそれだけ取り上げるのは不公平だと思います。

例えば原発を動かして燃料費が470億円浮くかもしれないけれども、島根2号機82万キロワット、これを1年間動かすと、広島型原発800発分の死の灰、使用済み核燃料が出ます。この処理の費用をきちんと評価しているか。さらには、中国電力は2号機でプルサーマル発電をすと言っています。その使用済み核燃料は、処理しようとする、今、六ヶ所村の再処理工場とは別の新たな再処理工場を造る必要があります。そうしないと処理ができない。そういった費用をきちんと評価しているのかと。そういったところを見ないで、単に火力の燃料費が浮く分だけ、470億だけを取り上げるのは、私は誠実な説明ではないと思います。

特に、原発の稼働の費用に関して私が一番取り上げたいのは、1つ例を挙げます。米子市、今説明しました、近くに島根原発があります。事故の際、米子市は鳥取県や境港市と安全協定を結んでいます。その協定の中に、事故の際補償をします、そういった文言があります。具体的には、事故によって放射線的作用等による人的または物的損害等の直接被害、これを補償しますと言っています。さらには自然環境への影響も含まれる。それも原状回復、元の状態に戻しますと言っています。福島は元の状態に戻っていません。事故前の空間線量よりもまだまだはるかに高いところがあります。ところが、中国電力はそうい

った安全協定を結んでいます。風評被害も補償します。そういう文言があります。

だったら、そういった際にその原資を中国電力は果たして持っているのか。私は到底中国電力にそういった蓄え、資産はないと思います。これに関して、あることをするときには万が一のことに備えて、払えない場合は通常、保険を掛けます。例えば私たちが車に乗るとき、一旦事故を起こせば何千万、場合によっては億の単位の賠償金が科せられます。だから保険を掛けます。任意保険です。私たちは保険をちゃんと払って車の運転をしています。保険がない車なんか怖くて運転できません。

だから、中国電力もそういった損害の賠償をするために保険を掛けるべきです。実際掛けています。事故の場合の保険金1,200億、これは法律でそういうふうに上限が決まっているので、それに従ってと言えなくもないですけれども、1,200億円の保険を掛けています。その保険料、これ、中国電力にお聞きしても幾らかというのを教えてくれないんですが、想定すると、実際に出る保険料1,200億円の多分1,000分の2ぐらいではないかと推察されます。2.4億円です。ところが、福島事故を見れば、損害の賠償金は20兆円を超えています。だから、本当に損害に対して補償するつもりがあるのなら、20兆円ぐらいの保険金が出る保険を掛けるべきです。現在1,200億円。20兆円、約200倍の保険を増すべきです。そういった保険をきちんと掛けて動かすなら動かす、そしてその費用は正当に、これはやむを得ないものなので原価に含めるべき。そういったことをしないで今回の値上げ申請が行われていると私は思います。

私は本当に言いたいです。島根2号機、来年1月に動かす想定ですが、無保険で原発を運転しないでください。保険を掛けずに原発を運転する前提で原発が安いなんて言わないでください。これは切にお願いをしたいと思います。

最後に、今までは様々な疑問を呈しましたが、この場で答えていただいても時間的な制約があるので、そういったことをきちんとした上で改めて値上げ申請、出直してきてもらいたいというのが私の思いです。

最後に一つだけ質問があります。何度も出ていますこのカルテルに関して。このカルテル、これは関西電力からの誘いだというふうにマスコミ等では載っていますが、当時、このカルテル関連で実質的な責任者であったのは瀧本社長というふうに報道等でお聞きしています。カルテルが行われた頃、取締役常務執行役員兼経営企画部長、瀧本さんだというふうに報道等で指摘されています。

質問は、なぜ瀧本さんは、当時は企画部長だったので瀧本さんと言わせていただきます。なぜ当時、関西電力のある意味で悪魔のささやき、それに乗ってしまったんですか。お答えください。

**【稲原電源開発調整官】**

土光さん、ありがとうございます。お時間となりましたが、ご回答求められますか。社長、手短にお願いいたします。

**【瀧本社長（中国電力）】**

現在調査中でございますので、申し上げられないということについてはご理解を賜りたいと思います。

**【稲原電源開発調整官】**

土光さん、お時間になりましたのでこれで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、予定されておりました陳述人の意見陳述が終了いたしました。

陳述人の方々には、ご多忙中のところご出席くださりまして、また貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

## 6. 「国民の声」のご紹介

**【稲原電源開発調整官】**

以上により、陳述人による意見陳述を終えたところですが、今回の中国電力の電気料金値上げ認可申請に当たり、公聴会における意見陳述募集に加えて、「国民の声」としてインターネット等を通じた意見募集を実施しましたので、代表的な意見の概要をご紹介します。

「国民の声」は、昨年12月5日から本日2月9日まで意見を募集し、2月7日時点で合計34件のご意見をいただいております。

それでは、議長からご紹介をお願いいたします。

**【難波資源エネルギー環境部長】**

「国民の声」についてご紹介をさせていただきます。

資料のほうは、資料の8をご覧くださいと思います。

先ほど申し上げましたように「国民の声」、件数が出てきておりまして、それを各項目分類をさせていただいて、それを一覧表というか、整理をさせていただいたものでございます。それぞれの意見を一個一個ご紹介させていただくと結構時間がかかりますので、項目のほうだけ紹介をさせていただければと思います。

1 ページの上のほうから、大きな項目、大項目と申し上げますが、1、人件費について。1、これは連番になっていますけれども、1、旧経営陣を含む役員報酬等をカットすべき。それから2、給与水準を引き下げるべき、社員年収抑制水準を示すべき、赤字経営では賞

与をカットすべき。3、待遇改善で人材定着を図ってほしい、給与削減は配慮すべき。

大項目の2、燃料費について。4、他社との協業で燃料費調達を工夫すべき、低品位炭の採用拡大等により燃料コストを削減すべき。5、燃料費調整制度の上限撤廃を検討すべき、燃料価格が下落した際に算定諸元を見直すべき、直近の高い燃料費を基準に考えるのはおかしい、燃料費が下がった場合の電気料金の下げ幅や下限について説明を求める。

この項目の一番下のほうに、最後のポツになりますけれども、「今回の値上げ後に、燃料費が下がった場合に、電力量料金を下げる仕組みについての説明をお願いします」というのがございますので、こちらについては後ほどご説明のほういただければと思います。

それから、大項目3、経営合理化・経営責任について。6、経営努力が足りない、さらに経営効率化すべき、経営効率化には疑問があり、しっかりと査定をしてほしい、電気供給に関係ない支出は削減すべき、株主配当の見送り等一層のコスト削減に努めるべき、電気料金の値上げに当たって需要家への事前周知の徹底と分かりやすい説明を求める、子会社も含め電気料金を値上げする前に非生産性を解消すべき、電気料金の見直し内容について説明を求める。

こちらの項目も一番下の意見のポツになりますが、「中国電力様には、云々」というふうにご質問がございます。要約すると、電気料金の見直し内容であるとか説明資料の内容では説明に欠くのではという内容となっておりますので、こちらについても後ほどご説明いただけたらと思っております。

2枚目の上のほうからですが、大項目4、値上げについて。7、値上げを認めるべき、燃料価格高騰による値上げはやむを得ない。8、値上げ幅が大き過ぎる。9、値上げ反対、電気料金値上げの波及効果を検討すべき、国の支援中に値上げを認めるべきではない、低所得者及び生活困窮者へは十分に配慮すべき、これ以上の値上げは生活が苦しい。10、値上げに対する国の支援策を求める、安定供給のため電力会社にインセンティブを与えるべき、国営化して定額にしてほしい、原発再稼働・円高・燃料価格下落等のトリガー条項を入れてはどうか。

大項目の5、供給条件について。11、供給停止に対する日割り返金を残してほしい。

大項目の6、原子力発電について。12、原発に関する費用（対策費、人件費、寄附金、交際費等）を原価から控除すべき、今後原子力発電に関わる費用が増加するなら原子力発電にコストをかけて使い続けることは見直すべき。13、早く原子力発電所を再稼働すべき、原発の稼働による燃料費低減効果を盛り込んでいる点は評価できる、原発が再稼働し電気代が安くなった後に燃料高騰による電気代の上昇分を上乗せすべき、原発の稼働計画を見直して再計算してほしい、原発が再稼働した際に再度電気代を見直ししてほしい。

大項目7、再生可能エネルギーについて。14、再エネ賦課金を廃止すべき、買取り価格を上げるべき、再生可能エネルギーの導入・普及拡大を進めるべき。

3ページになります。

上のほうから、大項目8、電気事業制度について。15、経過措置（規制料金）を撤廃すべき、経過措置（規制料金）を是正すべき、規制料金は競争を歪め望ましくない。

大項目9、自由料金について。16、自由料金と規制料金の価格の二重構造の是正か情報開示をすべき、オール電化の自由料金における燃料費調整負担が大きい。

大項目10、カルテルについて。17、課徴金の利用者負担や値上げへの反映は容認できない、カルテルについてわびるべき、役員報酬カット等による課徴金の支払い計画を示すべき、カルテルにより不当に利益を得ている中での値上げ反対。

大項目11、審査手続について。18、不必要な原価の減額は新電力との競争が阻害される、事業報酬額が増加しているのは納得できず、事業報酬の算定方法を議論すべき、精緻で納得感のある査定で値上げ幅を圧縮してほしい、電力市場価格の織り込み単価が正当な金額であるか精査してほしい、内外無差別の電源供給を前提として適切な原価算定になるよう審査すべき。

概要については以上でございます。

#### 【稲原電源開発調整官】

ありがとうございました。

ただいま議長から「国民の声」のご紹介がありましたけれども、幾つか質問の頭出しがございました。

通し番号5の一番下のポツでございますけれども、燃料費が下がった場合の電気料金の下げ幅や下限についての質問について、まず、資源エネルギー庁からご回答をお願いします。

#### 【植松企画調査官】

ご質問いただきましてありがとうございます。

通し番号5のところ、燃料費調整制度において燃料費の下落に合わせて電気料金が下がる仕組みについて説明をということでご質問をいただいております。

一番最初に私が説明させていただいた資料5の値上げ認可プロセスについてというパワーポイントの中で電気料金の設定の仕組み、これについては紹介をさせていただいておりますので、必要あらば後ほどまたご覧いただければと思います。

その中で、燃料費調整制度、燃料費調整といろいろな言葉はございますけれども、いわゆる今回の認可申請のように料金の改定、これを行うときに全日本の通関価格というものを会社の燃料費の構成比で加重平均するという形で計算した上で、基準平均燃料価格という

ものをつくります。その上で、以後、全日本の通関価格、これが毎月更新されていきますので、その公表されるごとに電気料金に自動的に増減する形で反映するという仕組みになっております。これが仕組みでございます。

ご質問に対する説明になりますけれども、仮に原料費が下落した場合にどうなっていくんだと、電力料金は下がるのかというご質問をいただいていると認識しておりますけれども、これは結論、基準平均燃料価格より燃料価格が低くなった場合、これについては電気料金が下がるということになります。加えて、値下げについて下限、一番安くなった場合に幾らなのかというとき下限はないので、それについて結果的に下限は設けられていないので利用する皆様のメリットにつながるということでございます。

すなわち、燃料費の単価が下がったときには電気の利用者の方が、これは単価の引下げのメリットを還元することができますし、裏返して申し上げますと、利用者の方々はこれをスピーディーに単価引下げのメリットを享受できるというような仕組みになっております。

燃料費調整制度に関するご質問、燃料費が下がった場合の対応についてのご説明は以上でございます。ありがとうございます。

#### 【稲原電源開発調整官】

次に、通し番号6の一番下のポツですけれども、電気料金の見直し内容について説明を求めるといふ点、説明資料の内容では説明に欠くのではという質問について、また、通し番号5の燃料費が下がった場合の電気料金の値下げ幅や下限についてについても、先ほど資源エネルギー庁から回答があったところですが、補足があれば中国電力のほうからご回答いただければと思います。

#### 【瀧本社長（中国電力）】

では、情報公開、情報がちょっと不足しているのではないのでしょうかと、こういうふうなご意見だったかと思っておりますけれども、この中をちょっと読ませていただきましたら、例えば販売電力量だとか発電電力量、今日は説明のほうはちょっと省略をさせていただいたところがございますけれども、説明資料のほうにしっかり書いてございますので、よろしく願いいたします。

それから、市場価格というのもございましたけれども、この載録は、これは実績値として2021年10月から2022年9月、申請をするに当たっての直近の1年間、ここの実績値を参照いたしております、この期間の市場価格単価というのは20円30銭程度ということになってございます。

それから、燃料費調整制度については、先ほど植松さんのほうからご説明があったとお



りでございます、これは機械的に燃料が下がった場合は下限なく料金のほうへ適切に反映してまいる制度となっております。

以上でございます。

**【稲原電源開発調整官】**

ありがとうございます。「国民の声」については以上です。

それでは、最後になりますけれども、まず、中国電力瀧本社長から、本日の意見陳述人からのご意見と「国民の声」で寄せられた意見を受けてコメントをいただきたいと思えます。それでは、瀧本社長、よろしく申し上げます。

**【瀧本社長（中国電力）】**

改めまして、中国電力の瀧本でございます。

本日は、陳述をいただきました4名の方から、また、先ほどは「国民の声」という形で多岐にわたるご意見をいただきました。誠にありがとうございます。いずれも非常に厳しいご意見を賜ったというふうには受け止めております。

まず、当社が独占禁止法違反の疑いがあるということで公正取引委員会の立入検査を受けた件につきましては、多くのご意見を頂戴いたしました。そのほかにも事案が発生しているところがございます、お客様をはじめとした関係者の皆様に多大なご心配をおかけしておりますことを、改めておわび申し上げます。

また、いずれの件につきましても、もう何度も申し上げましたけれども、このたびの電気料金の改定には含まれておりません。今後も電気料金に上乘せすることはないということについては、重ねて申し上げたいと思えます。

繰り返しになりますけれども、電気料金値上げの根拠でございます。2011年の東日本大震災以降、島根原子力発電所が長期稼働を停止しておると、こういう中にあっても人件費をはじめとした徹底した経営効率化を進めることで値上げの本格改定を行わず、現行の料金水準を維持してまいりました。しかしながら、燃料価格と電力市場価格、これのさらなる高騰あるいは燃料費調整の上限突破・超過、こうしたことによりまして、2022年度は過去最大の赤字となる見通しでございますし、自己資本比率も急激に落ち込んでおります。このままでは、何度も申し上げますけれども、電力の安定供給に支障を来しかねない切迫した状況であるということもございます、このたび料金の値上げ申請を、認可申請をさせていただいた次第でございます。

現下非常に厳しい経済情勢ということの中での値上げのお願いということでございまして、経営効率化にしっかり取り組んでほしいというご意見を多数頂戴いたしました。当社としては、お客様のご負担を少しでも軽減させていただくため、経営効率化の深掘りによ

る最大限のコスト削減効果をこの原価の中に反映しておるつもりでございますけれども、引き続き当社の取組を分かりやすく丁寧にご説明を行っていくことでご理解いただけるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

本日は貴重な時間を、機会をいただきまして、誠にありがとうございました。

**【稲原電源開発調整官】**

ありがとうございました。

続いて、本日も出席いただいている料金制度専門会合の委員よりそれぞれコメントをいただきたいと思います。

まず、オンラインで参加されている松村委員、お願いします。

**【松村委員】** .

松村です。聞こえますか。

**【稲原電源開発調整官】**

はい、聞こえます。

**【松村委員】**

発言します。

まず、会場でのコメントおよび「国民の声」の両方で今回の料金申請とは直接は関連していないことも含めていろいろ意見を伺ったと思います。しかし、それは関連していないと言っても、経産省全体の政策としては非常に重要な点を多く指摘していただいたと思います。あるいは疑問についても、もっともな疑問をいただいたと思います。それらについては丁寧に説明し、納得を得ることが、エネルギー政策全般においてとても重要なことだと思いますので、経産省としてはそのように受け止めて、関連部局だけではなく、全体で受け止めて、より丁寧な説明していただくことに心がけていただきたい。

例えば中国電力管内で太陽光の出力抑制があった、でも火力発電所はこんなに動いていないかと言うのは、全くもっともな疑問だと思います。これはエネ庁でいえばシステムワーキングがきちんと監視していて、もしそこに問い合わせれば、本来揚水がこういう状況で、ピーク対応にも重要な新規電源の試運転がこう入っていた状況があり、さらに調整力を供給するための最低出力がこれぐらいあったということを丁寧に説明していけば、あるいはオンライン対応の太陽光がこれだけしかなかったことから抑制量が膨らんだというようなことが、ある程度理解していただけるように説明できると思います。ただ、本来望ましいものは、いちいち問い合わせなくてもそこを見れば分かる情報公開がきちんとされていること。これが本来望ましいことだと思いますので、そのような方向に行けないのかもぜひ検討していただきたい。

次に、カルテルについて多くのコメントがありました。これに関しては、既に何度も繰り返されているとおり、この課徴金が料金の原価に入ることは制度上もあり得ないし、もし万が一入っているなどというようなことになったら大変なので、それについては絶対に入っていないことを審査でも厳格に確認することになると思います。

その上で、料金に乗らないとすれば一体どこから回収するのだと言え、それは中国電力が最終的に判断することですが、基本的には恐らく株主の負担という格好になると思います。つまり、事業報酬率として出てきている部分は、本来であれば配当に回せたお金がその分減る格好になると予想しています。しかし、それに関して、そんな余裕があるならあらかじめ料金下げろということを書いてしまえば、それは不祥事が一切なかったとしても配当ができなくなることを意味し、そうするともうそもそも事業に必要な資金調達ができなくなる。そのようなことは持続可能ではないので、だから、資本コストに対応する事業報酬率がもともと備えられていることは丁寧に説明していかなければいけないと思います。

いずれにせよ、カルテルの問題でも他の不祥事の問題でも、それによって生じたコストが料金原価に入ることは現在の申請にもないし将来にもないというのが制度の立てつけになっているはずですから、そのようなことがないことを厳格に見ることは大前提として、ということ、論理的に言えばその2つは独立に議論できることだということなので、カルテルの問題が決着するまで値上げ申請が出せないという理屈は、この料金審査の体系からするととても難しいと思いました。

次に、人件費等については、正反対の意見が出てきています。その全てに答えることは絶対に不可能なので、私たちはルールに従ってやることになりませんが、ぜひ理解していただきたいことは、料金の原価に入る人件費、あるいは役員報酬も、仮にそれぞれの会社が高く払っていたということがあったとしても、これは一定のルールに基づいて積算して出すので、現実に払っているお金ではなく、合理的な水準をルールで定めて算定することになります。実際の支払い額と原価は必ずしも一致しない、今までも必ずしもしていなかった。料金審査としてできることは、基本的に実際の支払額ではなく原価の部分を見ることだけだということぜひご理解いただきたい。

それから、燃料費については、先ほどから燃料費調整制度の説明というのがされています。それは全くそのとおりで、燃料価格が急騰したのは電力会社の責任とは必ずしも言えないわけで、この転嫁を認められなければ事業が持続可能でなくなってしまうということは、とても申し訳ないのですがぜひ理解していただきたい。

しかし、だからといって実際にかかったコストを全て認めるのではなく、本当に合理的

な努力がされて効率的に調達したのかについては、この専門会合でもきちんと査定していくことになると思います。私たちも最大限努力して合理的な原価になるように努力していきます。

以上です。

#### 【稲原電源開発調整官】

松村委員、ありがとうございます。マイクミュートをお願いします。

では、次に、安念委員、よろしくお願いいたします。

#### 【安念委員】

安念と申します。

昨日の夜に東京から参りまして、まず、率直な感想として、広島まで伺ったかいたなとつくづく思っております。今日の陳述人の4方のご意見、それから、印刷物ではありますが「国民の声」のご意見を承って、非常に感ずるものがございました。

まず1つは、再々になりますが、不祥事を起こしていながらどういつもりで値上げの申請ができるんだと、こういう強いお叱りがございました。その不祥事も一つならまだともかく、2つ3つと重なって、その上どういつもりなんですかと。そんな下品な表現をお使いになった方はいらっしゃらないのですが、要するに顔を洗って出直してこいというお気持ちであったと思います。それはもうご批判というよりはむしろお怒りと言うべきであって、極めて当然のことであると私は感じました。

もちろん私どもは法令に従って粛々と審査をするのが仕事でございますから、そののりを超えることはできないのですが、この値上げの申請に対してユーザーの皆様から極めて厳しい視線が注がれているということを感じた次第でございます。私どもといたしましては、職務としてそうしたお声、ご意見があるということ踏まえつつ、厳正に審査を続けてまいりたいと思います。

次に、これは松村先生もちょっと示唆しておられたことなんですが、今日のご意見を伺っております、私どもどうしても実際に料金審査に携わると、人件費のここはこうと、それから修繕費のここはこうと、原子力のバックエンドの費用のここはこうという非常に細かいところに神経が行ってしまっていて、そこに集中してしまいがちなんですが、本日伺ったご意見では、やはり料金問題をもっと広い文脈に位置づけなければいけないものだなということをつくづく感じました。例えばそれはF I Tの制度、あるいはシステム改革の問題、あるいは原子力政策、さらにはエネルギー政策全体の中で料金制度というものを位置づけるということをお忘れないようにしないと、木を見るだけで森を見ていないというふうになるなということをつくづく感じた次第であります。

こういう言い方は大変僭越ですが、今日お話を伺って、非常に勉強させていただいたというのが率直な感想でございます。

どうもありがとうございました。

**【稲原電源開発調整官】**

安念委員、ありがとうございます。では、最後に、河野委員、よろしく申し上げます。

**【河野委員】**

皆様こんにちは。日本消費者協会の河野康子と申します。松村委員、それから安念委員と一緒に、料金制度専門会合で今回の値上げ申請の審査を務めさせていただいております。

本当に、松村委員も安念委員もおっしゃっておいりましたけれども、私も本日、この広島の会場に伺いまして、電気を利用される方の本当に心からの叫びというのを伺ったというふうに思っております。改めて、審査を担う者として身の引き締まる思いでございます。

今後に向けては、当然のことながらルールというのがございますけれども、そのルールをしっかりと守りつつも、皆様からいただいた思いというのをそこに反映させるべく、最大限の努力をしていかなければいけないというふうに強く感じました。

一連の不祥事に対する皆様のお怒りはごもっともだというふうに私も受け止めました。一番大事なのは、利用者の方と電気を供給する電力会社さんとの間での信頼関係が損なわれている。健全で公正な事業活動の下に丁寧な説明をして今回のような値上げ申請があるのであれば、もう全てにおいて物価上昇しておりますから、利用者の皆様にもそれなりにご理解がいただけたところがあるのでないかというふうに思います。ただ、その前提となる信頼関係がやや崩れておりますので、その構築を中国電力様におかれましてはしっかりと心して、今後力を入れていただきたいと思います。

その上で今回の値上げ審査でございますけれども、当然のことながら原価に対して、それから、不必要な費用の積み上げ等に関しては、専門家の先生方もいらっしゃいますし、私も消費者目線として、電気を使わせていただく立場としてしっかりと審議に加わらせていただきたいと思いますというふうに思っております。これから審議、ますますしっかりとやらなければいけないと改めて思った次第でございます。

本日は本当にありがとうございました。

**【稲原電源開発調整官】**

河野委員、どうもありがとうございました。

本日いただいた皆様のご意見を踏まえ、今後、申請内容の精査が行われることになっております。また、オンラインで傍聴された方々におかれましては、ご参加ありがとうございます。

いました。

それでは、議事進行を議長にお返しいたします。

## 7. 閉会

### 【難波資源エネルギー環境部長】

本日はご多忙のところ、陳述人の皆様、それから委員の皆様におかれましては、本公聴会にご参加いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、公聴会のほうを閉会したいと思います。どうもありがとうございました。